

内水面漁業権について

1 漁業権の法的性質（法第60条、69条、77条）

- (1) 漁業権とは、知事の免許により、一定の水面において、排他独占的に特定の漁業を営む権利。
 (2) 漁業権は、物権とみなし、土地に関する規定を準用することから、漁業権者は、妨害排除請求権と妨害予防請求権を有する。

妨害排除請求権：漁業権を侵害された場合に侵害をやめるよう請求する権利

妨害予防請求権：漁業権を侵害された場合に今後侵害しないような措置を講じるよう請求する権利

2 内水面漁業権の特質

- (1) 内水面では、第一種共同漁業権と第五種共同漁業権が漁業協同組合（漁協）に免許される。
 (法第60条、72条)

第一種共同漁業権：藻類・貝類又は農林水産大臣の指定する定着性の水産動物を目的とする漁業権（漁協組合員が採捕）
 第五種共同漁業権：内水面において第一種共同漁業権の水産動植物以外を目的とする漁業権（漁協組合員・遊漁者が採捕）

- (2) 第五種共同漁業権の免許を受けた漁協に漁業権魚種の増殖義務が課せられる。（法第168条）

〔内水面における第五種共同漁業権は、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、かつ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない。〕

- (3) 遊漁規則について（法第170条）

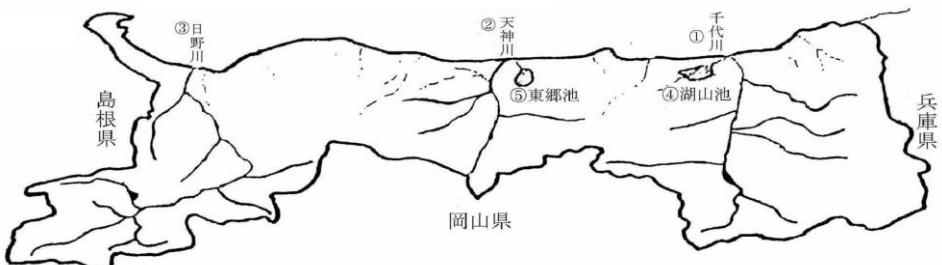
第五種共同漁業権の免許を受けた漁協は遊漁規則を定め、遊漁者の採捕を規制することができる。
 ただし、遊漁規則は知事の認可が必要であり、組合員の採捕を規制する漁業権行使規則に比べて本当に厳しいものとならないよう配慮されなければならない。

【遊規規則の認可要件】

〔・遊漁を不當に制限しないこと。
 ・遊漁料の額が漁業権魚種の増殖及び漁場の管理に要する額に比して妥当であること〕

3 現在の免許内容 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで（10年間）

（湖山池は令和10年8月31日までの5年間）



河川名等	免許番号	漁業権の種類	漁業の種類（※）	漁業権者（漁協）
①千代川	内共第1号	第5種共同	アユ、ヤマメ、イワナ、アマゴ、ニジマス、コイ	千代川漁協
②天神川	内共第2号	第5種共同	アユ、ヤマメ、イワナ、アマゴ、ニジマス、コイ	天神川漁協
③日野川	内共第3号	第5種共同	アユ、ヤマメ、イワナ、アマゴ、ニジマス、コイ、サギ	日野川水系漁協
④湖山池	内共第4号	第1種共同 第5種共同	シジミ(ヤマシジミ) コイ、フナ、サギ、ワカサギ、シラウオ、エビ	湖山池漁協
⑤東郷湖	内共第5号	第1種共同 第5種共同	シジミ(ヤマシジミ) コイ、フナ、サギ、ワカサギ、シラウオ、エビ、ボラ、スズキ	東郷湖漁協

（※）ヤメにはサクラマスを含む。アマゴにはサツキマスを含む。

漁業権者（漁協）の責務

漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用するよう努めるものとする
(法第74条第1項)

【漁業生産力の発展に関する計画】
団体漁業権を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、当該団体漁業権に係る漁場における漁業生産力を発展させるため、組合員が相互に協力して行う生産の合理化、組合員による生産活動のための法人の設立その他の方法による経営の高度化の促進に関する計画を作成し、定期的に点検を行うとともに、その実現に努めるものとする。(法第74条第2項)

漁業権者は、漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用状況等を都道府県知事に報告しなければならない(法第90条第1項)。

都道府県知事は、漁業権者から報告を受けた事項について、内水面漁場管理委員会に対し報告をする(法第90条第2項、第171条第4項)。

適切活用

- ・他の漁業生産活動に支障がない
- ・漁場環境を悪化させていない

有効活用

- ・理由もなく漁場の一部を利用していいことがない

漁業権漁場活用状況の報告

適切活用の判断事項

資源管理の状況

- ・漁業法、漁業権行使規則の遵守状況等
- ・漁場の資源維持、増殖等のために実施している取り組み

有効活用の判断事項

漁場の活用状況

- ・組合員行使権者数、操業日数
- ・漁業権漁業の漁獲量等